(Rev.3.1)

日本版国際ロータリー青少年交換派遣生徒用保険案内

RIJYEM Insurance Plan for RYE Outbound STEP Japanese Students

**１）概要：**国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構（以下RIJYEM）は、派遣生徒のためにRIJYEM Insurance Planを案内しています。このプランは、引受保険会社ジェイアイ傷害火災保険会社（JI）の海外旅行保険で、傷害死亡・傷害後遺障害・個人賠償責任・治療救援費用・携行品損害・航空機遅延費用を補償します。

（ジェイアイ傷害保険の詳細は4頁の海外旅行保険の概要をご参照願います）

**２）保険加入資格者：**国際ロータリー青少年換交換プログラムの派遣生徒

**３）補償内容：**

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補償内容 | 保険金額 | 保険期間 | 備 考 | 保険団体 |
| 傷害死亡 | 1,000万円 | ドアtoドア |  | JI |
| 傷害後遺傷害 | 1,000万円 |
| 個人賠償責任 | 5,000万円 |
| 治療・救援費用 | 1億円 |
| 携行品損害 | 10万円 |
| 航空機遅延 | 2万円 |

注記：

・補償内容と保険金額の詳細は、保険概要を確認してください。

・保険期間：「ドアtoドア」は、自国の自宅を出てから自宅に戻るまでの期間。

　　　　 ：「入国to出国」は、日本国外に出国した時から日本国内に入国するまでの期間。

・自己負担：免責条件に該当した場合、保険金はお支払いできません。（既往症治療、歯科治療費等）

**４）保険料（１名分　例示）**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| RIJYEM保険 Plan | 15日 | 30日 |
| 保険料 | 7,810円 | 11,130円 |

**5）ジェイアイ傷害火災保険への保険金請求方法：**

　ケガ、病気等で病院へ治療費を支払う際は、ジェイアイ傷害火災保険会社（JI）へ保険金請求手続きを行って下さい。（領収書必要）保険金請求手続きは必ずホストファミリーまたは地区委員長を通して行って下さい。

**6）連絡先：**

（対応言語：日本語、各現地語）

|  |  |
| --- | --- |
| JI24時間受付センター　＋　JIデスク（営業時間内） | |
| JI２４時間受付センター  ＋  JIデスク（営業時間内） | 海外安心サービスガイドブック記載の電話番号  （都市毎に記載があります。） |

海外旅行保険の概要

| **補償項目** | **保険金をお支払いする主な場合** | **お支払いする保険金** | **保険金をお支払いできない主な場合** |
| --- | --- | --- | --- |
| 傷害　死亡 | 海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に死亡した場合 | 傷害死亡保険金額の全額を死亡保険金受取人に支払います。  注 同一のケガにより、【傷害後遺障害】を支払いしている場合には、既にお支払いした傷害後遺障害保険金を控除した残額となります。 | １.次の①～⑨のいずれかによって生じたケガ  ①保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失  ②けんか、自殺、犯罪行為  ③自動車、オートバイの無資格運転、酒気帯び運転、麻薬などを使用しての運転  ④脳疾患、疾病、心神喪失  ⑤妊娠、出産、早産、流産  ⑥外科的手術  ⑦戦争、革命などの事変  ⑧核燃料物質による事故、放射能汚染  ⑨自動車等による競技、競争、試運転  ２.むちうち症または腰痛などで医学的他覚所見のない場合　　　など |
| 傷害後遺障害 | 海外旅行中の事故によるケガが原因で180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 | 後遺障害の程度に応じて、傷害後遺障害保険金額の4％～100％を支払います。  傷害後遺障害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。 |
| 治療・  救援  費用  妊娠初期の症状に対する保険金支払責任の変更に関する特約セット | ＜治療費用＞  海外旅行中の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気が原因で治療を受けた場合  ＜救援費用＞  被保険者が次のいずれかに該当した場合  ①海外旅行中の事故によるケガ等により180日以内に死亡した場合または３日以上続けて入院した場合  ②海外旅行中に病気、妊娠、出産、早産、流産により死亡した場合  ③海外旅行中に搭乗・乗船中の航空機･船舶が遭難した場合、山岳登はん中に遭難した場合  ④海外旅行中の事故により被保険者の緊急な捜索・救助活動が必要な状態となったことが公的機関により確認された場合    など | １回のケガ、病気、事故などにつき、治療・救援費用保険金額を限度とします。  ＜治療費用＞  被保険者が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います（ケガの場合は事故の発生の日、病気の場合は治療開始日からその日を含めて180日以内に要した費用）。  ①診療費・入院費関係、入院・通院のための交通費、治療のための通訳雇入費  ②保険金請求のために必要な医師の診断書の費用  ③法令に基づく消毒費用  ④入院時の被保険者の通信費、身の回り品購入費（身の回り品購入費は５万円、通信費と合算で20万円限度）  ⑤治療を受けたのち、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費・宿泊費（払戻しを受けた金額等は控除します。）  注 カイロプラクティック、鍼（はり）、灸（きゅう）の施術のために支出した費用についてはお支払いできません。  ＜救援費用＞  保険契約者、被保険者または被保険者の親族が支出した次の費用で社会通念上妥当な金額を支払います。  ①捜索救助費用  ②救援者の現地までの往復運賃（救援者3名分まで）  ③救援者の宿泊施設客室料（救援者３名分かつ１名につき14日分まで）  ④治療を継続中の被保険者の現地からの移送費用（払戻しを受けた金額等は控除します。）  ⑤遺体処理費用（100万円まで）、遺体輸送費用  ⑥救援者の渡航手続費、救援者または被保険者の現地交通費・通信費等（合計20万円まで） | ＜治療費用＞  【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の「①～⑨（傷害治療費用）/①、②、⑦、⑧により発病した病気（疾病治療費用）」および２.に該当する場合  ＜救援費用＞  【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の①、②、③、⑦、⑧により生じた事故および２.に該当する場合  ＜治療費用、救援費用共通＞  ・妊娠、出産、早産、流産による病気（保険期間が31日までの契約に限り、妊娠初期の異常（妊娠満22週以後の発生は除く）により治療を開始した場合については保険金を支払います。）  ・歯科疾病  注旅行出発前に発病した病気の【治療費用】のお支払いはできません。  　旅行出発前に発病した病気により入院した場合は、【救援費用】のお支払いはできません。 | |
| 個人賠償責任 | 海外旅行中に偶然な事故によって他人にケガをさせたり、他人の物を壊したり、紛失したことにより損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合  注 責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。 | １回の事故につき、個人賠償責任保険金額を限度として、損害賠償金を支払います。また、損害防止費用、緊急措置費用、訴訟費用、弁護士報酬、仲裁・和解・調停費用もお支払いできることがあります。  注 賠償金額の決定には、事前に弊社の承認が必要です。 | 【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え、  ・保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害  ・職務遂行に直接起因する損害賠償責任  ・同居する親族および同一旅行行程の親族に対する損害賠償責任  ・所有、使用、管理する財物の損壊、紛失に対する損害賠償責任(※)  ・心神喪失に起因する損害賠償責任  ・暴行・殴打による損害賠償責任  ・自動車等の車両、船舶、銃器の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任  ・罰金、違約金、懲罰的賠償金など |
| （※）次の損害に対しては、右記の【保険金をお支払いできない主な場合】の記載に関わらず、保険金を支払います。  ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産（客室外のセイフティボックスおよび客室のキーを含みます。）に与えた損害  ・居住施設内の部屋、部屋内の動産（戸室全体を賃借している場合を除きます。）に与えた損害  ・賃貸業者より直接借り入れた旅行用品、生活用品に与えた損害 | |
| 携行品　損害 | 海外旅行中に携行品（※）が、盗難・破損・火災などの偶然な事故により損害を受けた場合  （※）被保険者が所有（旅行行程開始前に被保険者がその旅行のために賃貸業者以外の他人から無償で借り入れた物を含みます。）かつ携行する身の回り品をいいますが、次の物は対象となりません。  ・現金、小切手、株券・手形等、印紙・切手等、定期券、預貯金証書、クレジットカード、稿本、設計書、船舶、自動車、オートバイ、山岳登はん等危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具、サーフィン等のスポーツの用具、義歯、義肢、コンタクトレンズ、動植物、商品・製品等、業務の目的のみに使用される設備・什器、データ・ソフトウェア・プログラムなど  ・被保険者が携行していない物 | 携行品１つ（１点・１組または１対）あたり10万円（乗車券・航空券等の場合は合計５万円）を限度として損害額を支払います。携行品損害保険金額をもって保険期間中の支払いの限度とします。  注１ 損害額とは再調達価額（同等の物を新たに購入するのに必要な金額）または修繕費のいずれか低い方をいい、修繕が可能な場合には再調達価額を限度として修繕費を支払います。  注２ 旅券は、旅券または渡航書の取得に要した交通費、発給手数料等を損害額とします（１事故につき合計10万円まで）。  注３ 運転免許証は、再発給手数料を損害額とします。 | 【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の①、③、⑦、⑧により生じた損害に加え、以下によリ生じた損害  ・差押え等の公権力の行使  ・携行品の自然の消耗、性質の変質・変色、欠陥  ・すり傷、塗料のはがれ等の外観の損傷  ・偶然・外来の事故に直接起因しない電気的事故・機械的事故（故障等）  ・置き忘れ、紛失 （※）  など  （※）日本国外における旅券の置き忘れ、紛失は除きます。  有償で借りた携行品の損害に対しては、お支払いできません。  ただし、賃貸業者から借りた旅行用品または生活用品に損害が生じ賃貸業者から損害賠償請求された場合は、【個人賠償責任】で保険金をお支払いできる場合があります。 |
| 航空機　遅延費用 | 海外旅行中に次のいずれかに該当した場合  ①搭乗予定の航空機の６時間以上の出発遅延、欠航、運休または搭乗した航空機の着陸地変更により、６時間以内に代替機を利用できない場合  ②搭乗した航空機の遅延（搭乗予定航空機の出発遅延、欠航、運休、搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能を含みます。）または着陸地変更により乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から６時間以内に代替機を利用できない場合 | 被保険者が支出した費用で社会通念上妥当な次の費用を支払います。ただし、１回につき、２万円を支払いの限度とします。  ①出発地において、代替となる他の航空機が利用可能となるまでの間の宿泊施設等客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費（払戻しを受けた額等を控除します。）  ②目的地で提供を受ける予定であった旅行サービスの取消料等 | 【傷害死亡】の【保険金をお支払いできない主な場合】１.の⑦、⑧により生じた損害に加え  ・保険契約者や被保険者または保険金受取人の故意、重大な過失または法令違反  ・地震・噴火、これらによる津波  など |

用語のご説明

|  |
| --- |
| ●「被保険者」とは、保険の対象となる方をいいます。  ●「海外旅行中」とは、保険期間中でかつ旅行行程中（海外旅行の目的をもって、住居を出発してから住居に帰着するまで）をいいます。  ●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故により身体に被った傷害をいいます。ケガには、偶然かつ一時に吸入した有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。  ●「治療」とは、医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。  ●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含みます。 |

※基本契約には、【救援者費用等一部補償対象外特約】がセットされています。